

国から地方公共団体への移譲等の対象とする
事務・権限に係る検討表（個票）

<留意事項>

- 本個票は、今般の検討対象となった事務・権限に係る各府省の回答、地方側の回答及び各府省の見解等の内容について、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（案）」の別紙に記載された事務・権限ごとに取りまとめたもの。
- 地方側の回答のうち、個票に記載している意見の他、全国知事会意見（共通事項）については、以下のとおり。

《事務・権限の移譲に当たり国に対処を求める共通事項》

次の事項については、全ての事務・権限の移譲に共通して、国が責任をもって対処することを求める。

- ・ 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、地方に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。

なお、今回の回答は国から都道府県及び市町村への移譲を想定したものであるが、全国知事会としては、引き続き複数都道府県が構成する特別地方公共団体への移譲を求めていくこととしていることに留意されたい。

<別紙 1 >

〔 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限 〕

**放送法（昭25法132）に基づく小規模共聴施設
（500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。）の届出等**

移譲対象事務・権限

「小規模共聴施設（500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。）」に係る以下の事務・権限

- ① 業務の届出、承継の届出、業務廃止届出（放送法第133条第1項、第134条第2項、第135条第1項）、小規模共聴施設に係る相談事務
- ② 有料放送の業務改善命令、有料放送の説明義務違反に対する違反是正命令、業務停止命令（同法第156条第2項・第3項、第174条）
- ③ 道路法の許可に関する報告徴収、資料提出（同法第145条第4項、第175条）

※ 上記②③の事務については、国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たすことが必要であると考えられるため、移譲のあり方について検討が必要。

事務量（主な業務指標）

業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
届出件数	13,735件	16,665件	23,256件

※ケーブルテレビ等の許認可等のうち、小規模共聴施設（500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。）に係る主な出先機関の事務に係るものについて全局合計。

各府省の回答（平成25年5月）

『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

- ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。
- しかしながら、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。
- 具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考ええる。
- なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。
- また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国一律に移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る事務については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。しかしながら、ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。そのため移譲に当たっても、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考え。また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考え。このように移譲に係る事務については、地方公共団体による実際の事務の実施状況をまずは見極める必要があるものと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲する際に具体的に検討して参りたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与及び義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールの範囲内であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。しかしながら、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考え。なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすること

【 1 - 1 (総務省)】

	<p>に国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であるとする。また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールと齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であるとする。</p>
--	--

児童福祉法(昭22法164)に基づく事務・権限のうち、

①養成施設及び講習会の指定及び監督

②指定療育機関の指定及び監督

＜養成施設及び講習会の指定及び監督＞

移譲対象事務・権限			
○ 児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員に係る養成施設及び講習会の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告（児童福祉法第13条第2項第1号、同法施行規則第6条の8第1項～第4項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第28条第1号、第38条第2項第1号、第43条第1号、第82条第3号）			
○ 保育士に係る養成施設の指定、指定取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告・検査（児童福祉法第18条の6第1号、第18条の7、同法施行令第5条第1項～第7項、同法施行規則第6条の2第1項～第3項）			
事務量（主な業務指標）			
○児童福祉司養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	3	3	3
新規指定数	0	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	0
指定内容の変更届出数	0	0	0
指導調査実施数	0	0	0
○児童福祉施設職員養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	4	4	4
新規指定数	0	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	0
指定内容の変更届出数	1	0	0
指導調査実施数	0	0	0
○児童自立支援施設職員養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	1	1	1
新規指定数	0	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	0
指定内容の変更届出数	0	0	0
指導調査実施数	0	0	0

【1-2（厚生労働省）】

○指定保育士養成施設の指定及び監督

業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
課程数	583	579	598
新規指定数	13	22	21
取消数	12	14	12
指定内容の変更承認数	572	92	129
指定内容の変更届出数	199	64	115
指導調査実施数	66	35	31

○児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数

業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業報告書の受理数	1	1	1

各府省の回答（平成 25 年 5 月）

『全国一律・一斉に移譲』

- 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。
 - しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。
 - なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。
- ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）

- ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
- ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。
- ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。

各府省の見解（平成 25 年 8 月）

- ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。
- ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。
- ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

＜指定療育機関の指定及び監督＞

移譲対象事務・権限			
○ 国の開設した病院等に係る指定療育医療機関の指定、指定の取消し、変更・辞退（児童福祉法第20条、第5項及び第8項、第21条の4並びに第59条の5第1項）			
事務量（主な業務指標）			
○ 児童福祉法に基づく指定療育機関の指定等			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	51	51	51
指定件数（新規）	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0
変更届の受理件数	0	1	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、そのほかの病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・ 療育医療、養育医療とも、都道府県及び政令市、中核市が実施者となっていることから、移譲先についても実施者として同一とすることについて検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を踏まえながら今後検討していきたい。 ・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。 		

**あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する
法律（昭22法217）に基づく養成施設の認定及び監督**

移譲対象事務・権限			
○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に係る養成施設の認定、変更の承認又は届出、報告の徴収及び指示、認定の取消し（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項～第3項、同法施行令第1条～第7条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の認定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	182	183	178
新規認定数	4	0	4
取消数	2	6	8
認定内容の変更承認数	59	40	40
認定内容の変更届出数	59	39	41
指導調査実施数	17	10	13
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	
・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。		・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。	

【1－3（厚生労働省）】

・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。

・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

食品衛生法（昭22法233）に基づく事務・権限のうち、

- ①総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等
- ②養成施設及び講習会の登録及び監督

＜総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等＞

移譲対象事務・権限			
<p>○ 総合衛生管理製造過程に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造、加工の承認（食品衛生法第13条第1項） ・ 変更の承認（同法第13条第4項） ・ 更新の承認（同法第14条第1項） ・ 承認施設に対する報告徴収、臨検検査、収去（同法第28条第1項） 等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	547	529	522
新規承認件数	10	27	21
変更承認件数	26	28	15
更新承認件数	232	198	79
承認施設の立入調査	487	502	497
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。（※1）</p> <p>① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。</p> <p>② 総合衛生管理製造過程における例外承認（※2） 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）④に該当） なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。</p> <p>○ 総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法（※3）の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。</p> <p>※1：当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>※2：総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。</p> <p>※3：食品の原料の受入から製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止する</p>			

【1-4（厚生労働省）】

<p>ための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバル・スタンダードである。</p>	
<p>全国知事会意見（平成 25 年 6 月）</p>	<p>各府省の見解（平成 25 年 8 月）</p>
<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>
<p>・食品衛生法に基づく営業者の監視等の事務・権限は、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置市も所管しており、これらの市への移譲も含めて検討すべき。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ適切に対応したい。</p>
<p>全国市長会意見（平成 25 年 6 月）</p>	<p>各府省の見解（平成 25 年 8 月）</p>
<p>・総合衛生管理製造承認制度は、高度で多様な製造・加工及びその管理方法を例外的に承認するものであり、牛乳、清涼飲料水、食肉製品等、広域流通している食品が対象となっているため、その承認等は、国の責任において全国一律の運用による現行制度が必須であるもの。都道府県への移譲は慎重に検討すべき。</p>	<p>・総合衛生管理製造過程の承認等の事務・権限委譲については、平成 22 年 5 月 21 日に開催された公開討議（全国知事会及び全国市長会等が地方側の代表として参加）における、食品の衛生管理に係る事務を都道府県に一元化すべきとの地方側からの指摘を踏まえたものである。</p>

<養成施設及び講習会の登録及び監督>

移譲対象事務・権限			
<p>○ 食品衛生管理者、食品衛生監視員に係る養成施設及び講習会の登録、変更の届出、報告の徴収、登録の取消し等（食品衛生法第 48 条第 6 項第 3 号、第 4 号、第 49 条、同法施行令第 14 条～第 21 条、第 23 条～第 26 条、第 28 条～第 34 条）</p>			
事務量（主な業務指標）			
○養成施設の登録及び監督			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
課程数	2 5 6	2 5 7	2 6 1
新規登録数	6	7	1 6
取消数	2	3	1
登録内容の変更承認数	0	0	0
登録内容の変更届出数	1 3 4	1 3 0	1 1 2
指導調査実施数	2 4	1 6	5
○講習会の登録			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度

【1-4（厚生労働省）】

登録数	1	1	1
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

理容師法（昭22法234）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 理容師に係る養成施設の指定、指定内容の変更承認・変更届出、報告徴収及び指示、指定の取消し（理容師法第3条第3項、理容師養成施設指定規則第3条、第6条、第8条、第12条、第13条）			
事務量（主な業務指標）			
○養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	207	189	184
新規指定数	0	1	2
取消数	11	8	2
指定内容の変更承認数	13	9	10
指定内容の変更届出数	163	155	129
指導調査実施数	17	12	13
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	
・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。		・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。	
・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国		・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本	

【1-5（厚生労働省）】

か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。

的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

**栄養士法（昭22法245）に基づく養成施設
（栄養士に係るものに限る。）の指定及び監督**

移譲対象事務・権限			
○ 栄養士に係る養成施設の指定、指定内容の変更承認・変更届出、報告及び指示、指定の取消し（栄養士法第2条第1項、同施行令第9条、第12条～第16条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	105	108	172
新規指定数	8	3	3
取消数	4	2	2
指定内容の変更承認数	46	63	45
指定内容の変更届出数	33	21	26
指導調査実施数	15	19	19
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・栄養士養成施設と管理栄養士養成施設が併設されている場合や、これらの施設を一の法人が設置している場合があるが、栄養士養成施設の指定及び監督権限が都道府県に移譲された場合、地方厚生局に権限がある管理栄養士養成施設との間で所管が国と都道府県に分かれるため、混乱が生じないような配慮や十分な準備をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・ご指摘を踏まえ適切に対応したい。 		

【1-6（厚生労働省）】

<p>・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。</p>	<p>・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。</p>
<p>・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。</p>	<p>・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

消費生活協同組合法（昭23法200）に基づく消費生活協同組合（地域又は職域が都道府県の区域を超える組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の設立認可及び監督

移譲対象事務・権限			
<p>○ 消費生活協同組合（地域又は職域が都道府県の区域を超える組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）に関する以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合の設立の申請（消費生活協同組合法第57条） ・ 設立の認可（同法第58条）、解散の認可（同法第62条） ・ 定款・共済事業規約等の変更認可（同法第40条（総会の議決事項）） ・ 員外利用の許可（同法第12条第3項（事業の利用）） ・ 消費生活協同組合に対する報告徴収（同法第93条、第93条の2、第93条の3）、決算関係書類等の提出（同法第92条の2）、検査（同法第94条） ・ 消費生活協同組合の共済事業等に係る監督上の処分（同法第94条の2）、法令等の違反に対する処分（同法第95条） 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
所管組合数	55	55	55
定款変更の認可件数	10	29	12
規約変更の認可件数	1	2	0
合併認可件数	1	2	1
解散認可件数	1	0	4
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0
検査件数	12	2	9
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可及び指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等及び指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後、具体的に検討する予定。 ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		

保健師助産師看護師法（昭23法203）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 保健師、助産師、看護師に係る養成所の指定、変更の承認又は届出、報告徴収及び指示、指定の取消し（保健師助産師看護師法第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号、同法施行令第11条～17条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	764	755	754
新規指定数	16	11	15
取消数	19	14	12
指定内容の変更承認数	376	466	399
指定内容の変更届出数	191	201	218
指導調査実施数	109	104	87
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

歯科衛生士法（昭23法204）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 歯科衛生士に係る養成所の指定、変更の承認又は届出、報告の要求又は検査、指示、指定の取消し（歯科衛生士法第12条第2号、同法施行令第2条～8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	140	134	136
新規指定数	1	2	6
取消数	6	0	4
指定内容の変更承認数	86	104	111
指定内容の変更届出数	30	41	42
指導調査実施数	18	14	13
各府省の回答（平成25年5月）			
『 全国一律・一斉に移譲 』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		

医療法（昭23法205）に基づく事務・権限のうち、

- ①医療法人（二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。）の設立認可及び監督
- ②国の開設する病院等の開設承認及び監督

＜医療法人（広域）の設立認可及び監督＞

移譲対象事務・権限			
<p>○ 医療法人（二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。）に関する以下の事務・権限（医療法第68条の2（同条の規定により読み替えて適用される医療法第42条の2第1項及び第2項等））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人の設立認可 ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可 ・事業報告書等の届出 ・医療法人からの報告聴取、立入検査 ・医療法人の法令等の違反に対する措置命令 ・社会医療法人の認定等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
所管医療法人数	865	893	920
定款変更認可件数	416	451	462
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	1	4	3
特別代理人の認可件数	21	18	20
事業報告書等の受理及び審査件数	840	861	908
役員変更届の受理及び審査件数	758	747	949
登記届の受理及び審査件数	898	983	1,036
特定医療法人が厚労大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	422	431	424
報告徴求実施件数	1	0	1
立入検査実施件数	0	0	0
命令件数	0	0	1
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。 ○ このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ○ なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行 			

【1-10（厚生労働省）】

うこととなる。

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後、具体的に検討する予定。 ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

＜国の開設する病院等の開設承認及び監督＞

移譲対象事務・権限

- 国の開設する病院等に関する以下の事務・権限（医療法第6条（医療法施行令第1条の規定により読み替えて適用される医療法第7条第1項及び第3項等））
 - ・開設等の承認・通知
 - ・管理者の管理等の承認
 - ・施設の使用制限
 - ・管理者の変更の申出に関する業務 等

事務量（主な業務指標）

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
許認可件数	1, 175	1, 279	1, 178
通知	403	442	562

各府省の回答（平成25年5月）

『全国一律・一斉に移譲』

- 国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政策の一環として行われるのが適当であると考えられる。
- しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に移譲することは可能である。

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

【1-10（厚生労働省）】

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<p>・監督だけでなく、国開設病院の開設や病床の増設の承認等についても一体として移譲すべき。</p>	<p>①今回、医療法第 7 条第 1 項から第 4 項まで及び医療法施行令第 1 条に基づく、「国の開設する病院」の開設や病床の増設の承認については、都道府県に移譲することとする。</p> <p>②ただし、「国の開設する病院」の開設や病床の増設の承認に関しては、当該「国の開設する病院」の担うべき政策医療の内容等を考慮して、全国的な見地から総合的かつ医療政策的な観点から判断すべきものであるため、①の「国の開設する病院」の開設や病床の増設の承認の申請の事前に、病院を開設する主務大臣より、厚生労働大臣が協議を受けるものとする。</p> <p>「国の開設する病院」の開設や病床の増設の承認に関しては、高度又は先駆的医療の提供等を行う「国の開設する病院」の役割を損なうことや国益に資する政策医療の提供に支障を来すことがないように、国の関与の内容について、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p> <p>なお、国開設病院を所管する関係省庁の意見も聞きながら検討する必要がある。</p>
<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

中小企業等協同組合法（昭24法181）に基づく事業協同組合等（一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合及び二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の設立認可及び監督

<厚生労働省>

移譲対象事務・権限			
<p>○ 事業協同組合等（二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係る組合に限る。）に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認可（中小企業等協同組合法第27条の2第1項） ・ 決算書類の受理（同法第105条の2第1項） ・ 役員の変更届出書の受理（同法第35条の2） ・ 報告の徴収（同法第105条の3第2項） ・ 立入検査（同法第105条の4第1項） ・ 行政庁の措置（同法第106条）等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
設立認可件数	8	4	16
解散届数	5	9	10
定款変更認可件数	422	248	260
立入検査件数	1	0	1
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。</p> <p>○ 事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。（移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。）</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・ 2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</p>		<p>・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後具体的に検討する予定。</p>	

<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 (国で想定している関与の内容の提示を求める。)</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>
--	--

<国土交通省>

<p>移譲対象事務・権限</p>	
<p>○ 事業協同組合等（一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合に限る。）に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認可（中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項） ・ 役員の変更届出書の受理（同法第 35 条の 2） ・ 決算書類の受理（同法第 105 条の 2 第 1 項） ・ 報告の徴収（同法第 105 条の 3 第 2 項） ・ 立入検査（同法第 105 条の 4 第 1 項） ・ 行政庁の措置（同法第 106 条） 等 	
<p>事務量（主な業務指標）</p>	
<p>○ 地方運輸局所管組合数（平成 23 年度末時点） 3, 515 件</p> <p>○ 地方運輸局における手続き件数（平成 23 年度） 設立認可、定款変更認可等：674 件 決算報告書等各種報告受理：4, 602 件</p> <p>※ 上記は、中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る事務量も含む。</p>	
<p>各府省の回答（平成 25 年 5 月）</p>	
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>○ 地方運輸局は、中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないものについては、希望する都道府県に対する事務・権限移譲の対象とする。</p>	
<p>全国知事会意見（平成 25 年 6 月）</p>	<p>各府省の見解（平成 25 年 8 月）</p>
<p>・ 全国一律に移譲すべき。</p>	<p>・ 適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方運輸局にある中小企業等協同組合法等の権限を都道府県に移譲することは可能である。移譲にあたっては、都道府県において、的確な業務実施体制が整備されることを前提に、当該自治体の発意に応じて選択的に移譲することが望ましいと考える。</p>

身体障害者福祉法（昭24法283）に基づく養成施設の指定

移譲対象事務・権限	
○ 身体障害者福祉司に係る養成施設の指定（身体障害者福祉法第12条第5号）	
事務量（主な業務指標）	
—	
各府省の回答（平成25年5月）	
『全国一律・一斉に移譲』	
<p>○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

社会福祉法（昭26法45）に基づく事務・権限のうち、

- ①社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の定款認可及び監督
- ②養成機関及び講習会の指定及び監督

<社会福祉法人（広域）の定款認可及び監督>

移譲対象事務・権限			
<p>○ 社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）に関する以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款の認可・変更の認可（社会福祉法第31条、第32条、第43条） ・解散の認可（同法第46条） ・合併の認可（同法第49条） ・社会福祉法人に対する報告徴収及び検査（社会福祉法第56条第1項）、措置命令（同法第56条第2項）、業務停止命令及び役員解職勧告（同法第56条第3項、第5項、第6項、第7項）、解散命令（同法第56条第4項） ・社会福祉法人の公益事業・収益事業の停止命令（同法第57条） 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
所管法人	264	287	322
定款変更認可件数	162	204	233
基本財産処分の承認	31	28	27
基本財産担保提供の承認	12	20	13
指導監査件数	89	47	87
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可及び指導監査の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可及び指導監督に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・2以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</p> <p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>		<p>・法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後、具体的に検討する予定。</p> <p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>	

＜養成機関及び講習会の指定及び監督＞

移譲対象事務・権限			
○ 社会福祉主事に係る養成機関及び講習会の指定、変更の承認又は届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し（社会福祉法第19条第1項第2号、社会福祉主事養成機関等指定規則第3条、第4条、第6条～第17条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 社会福祉主事養成機関の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	65	58	52
新規指定数	1	1	0
取消数	7	7	5
指定内容の変更承認数	7	11	7
指定内容の変更届出数	43	41	41
指導調査実施数	7	2	1
○ 社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	5	6	3
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

診療放射線技師法（昭26法226）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 診療放射線技師に係る養成所の指定、変更の承認又は届出、報告徴収及び指示、指定の取消し（診療放射線技師法第20条第1号、同法施行令第7～13条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	18	17	17
新規指定数	1	0	0
取消数	2	0	1
指定内容の変更承認数	13	9	19
指定内容の変更届出数	2	4	2
指導調査実施数	4	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

歯科技工士法（昭30法168）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 歯科技工士に係る養成所の指定、変更の承認又は届出、報告の要求又は検査、指示、指定の取消し（歯科技工士法第14条第2号、同法施行令第9条～第16条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	47	45	44
新規指定数	1	0	1
取消数	1	1	1
指定内容の変更承認数	11	4	2
指定内容の変更届出数	20	8	11
指導調査実施数	7	2	6
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

美容師法（昭32法163）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 美容師に係る養成施設の指定、指定内容の変更承認・変更届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し（美容師法第4条第3項、美容師養成施設指定規則第2条、第5条～第9条、第11条、第12条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	514	511	509
新規指定数	7	6	9
取消数	13	6	6
指定内容の変更承認数	47	19	32
指定内容の変更届出数	411	413	400
指導調査実施数	41	30	37
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

【1-17（厚生労働省）】

生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律（昭32法164）に基づく生活衛生同業組合振興計画の認定

移譲対象事務・権限			
○ 生活衛生同業組合振興計画の認定（生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律第56条の3）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
振興計画の認定件数	1	2	4
振興計画の変更認定件数	72	84	102
振興計画の実施状況報告受理件数	510	503	502
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』 生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 （国で想定している関与の内容の提示を求める。		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	

臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）に基づく 養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 臨床検査技師に係る養成所の指定、変更の承認及び届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し（臨床検査技師法第15条第1号、同法施行令第10条～第16条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	24	24	24
新規指定数	0	1	0
取消数	0	1	0
指定内容の変更承認数	17	14	14
指定内容の変更届出数	6	3	3
指導調査実施数	3	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		

調理師法（昭33法147）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 調理師に係る養成施設の指定、内容変更、入所及び卒業の届出、名称等の変更等の届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し（調理師法第3条第1項、同法施行令第1条の2～5、同法施行規則第5条、第8条～第11条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	424	421	422
新規指定数	7	4	6
取消数	7	4	4
指定内容の変更承認数	19	15	20
指定内容の変更届出数	19	11	8
指導調査実施数	35	29	36
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

知的障害者福祉法（昭35法37）に基づく養成施設の指定

移譲対象事務・権限			
○ 知的障害者福祉司に係る養成施設の指定（知的障害者福祉法第14条第5号）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	1	1	1
新規指定数	0	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	0
指定内容の変更届出数	0	0	0
指導調査実施数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

**戦傷病者特別援護法（昭38法168）に基づく
指定医療機関の指定及び監督**

移譲対象事務・権限			
<p>○ 戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等に係る以下の事務・権限。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関の指定（戦傷病者特別援護法第12条） ・ 指定医療機関が療養を行うについての指導（同法第13条第2項） ・ 指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払いの一時差止め（同法第16条第1項及び第2項） ・ 指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（同法第17条第3項） 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	170	171	171
指定件数	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0
変更届の受理件数	15	6	7
指定自体の申出の受理件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」（同法第1条）行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>○ 指定医療機関等の指定等の事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、考え方は既に法令等で定めているため、都道府県がそれに従って当該業務を実施することは可能と考える。</p> <p>○ なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令には、指定に係る具体的な基準等の記載がないことから、指定に係る審査基準や、指定後の指導監督等の方法を具体的に示すべき。（法定受託事務） ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ適切に対応したい。 ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

理学療法士及び作業療法士法（昭40法137）に基づく
養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 理学療法士、作業療法士に係る養成施設の指定、変更の承認又は届出、報告徴収又は指示、指定の取消し（理学療法士及び作業療法士法第11条第1号、第2号、第12条第1号、第2号、同法施行令第9条～第15条）			
事務量（主な業務指標）			
○養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	361	347	335
新規指定数	2	2	4
取消数	15	18	12
指定内容の変更承認数	391	414	394
指定内容の変更届出数	73	87	55
指導調査実施数	41	34	19
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

母子保健法（昭40法141）に基づく指定養育医療機関の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 国の開設した病院等に係る指定養育医療機関の指定、指定の取消し、変更・辞退（母子保健法第20条第5項及び第7項（児童福祉法第20条第8項及び第21条の4の準用）並びに第27条第1項）			
事務量（主な業務指標）			
○ 母子保健法に基づく指定養育医療機関の指定等			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	113	113	113
指定件数（新規）	0	1	0
指定の取消し件数	0	0	0
変更届の受理件数	7	2	3
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、そのほかの病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・ 療育医療、養育医療とも、都道府県及び政令市、中核市が実施者となっていることから、移譲先についても実施者と同一とすることについて検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を踏まえながら今後検討していきたい。 ・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。 		

製菓衛生師法（昭41法115）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 製菓衛生師に係る養成施設の指定、指定内容の変更承認・変更届出、報告徴収及び指示、指定の取消し（製菓衛生師法第5条第1項、同法施行令第19条、第21条～第24条、同法施行規則第17条、第19条）			
事務量（主な業務指標）			
○養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	190	193	199
新規指定数	5	6	3
取消数	2	1	5
指定内容の変更承認数	12	12	4
指定内容の変更届出数	62	36	42
指導調査実施数	21	20	25
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

柔道整復師法（昭45法19）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 柔道整復師に係る養成施設の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告（柔道整復師法第12条第1項、同施行令第2条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	171	167	163
新規指定数	2	0	3
取消数	2	4	5
指定内容の変更承認数	51	37	34
指定内容の変更届出数	52	35	22
指導調査実施数	21	12	14
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

視能訓練士法（昭46法64）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 視能訓練士に係る養成所の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告（視能訓練士法第14条第1号、第2号、同法施行令第10条～第16条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	23	28	27
新規指定数	4	2	0
取消数	0	2	0
指定内容の変更承認数	20	29	26
指定内容の変更届出数	8	7	7
指導調査実施数	1	4	4
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

**社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）に基づく
養成施設等の指定及び監督、講習会の届出**

移譲対象事務・権限			
○ 社会福祉士、介護福祉士に係る養成施設等の指定、指定の取消し、変更の承認又は届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し、講習会の届出（社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号、第 3 号、第 39 条第 1 号～3 号、第 40 条第 2 項第 1 項、第 40 条第 2 項第 5 号（※平成 27 年 4 月 1 日より施行であるが、法施行令附則第 2 条第 2 項の経過措置により指定事務を実施している）、同法施行令第 3 条～第 8 条、同法施行規則第 22 条第 4 項、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 3 条第 1 号ト（4）、ワ、第 5 条第 6 号、第 9 の 2 号、第 14 号ロ、第 7 条の 2 第 1 号ホ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 3 条第 1 号ト（4）、ワ、第 5 条 6 号、第 9 の 2 号、第 14 号ロ、第 7 条の 2 第 1 号ホ、社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条第 2 号ニ、第 5 条～第 9 条、第 7 号）			
事務量（主な業務指標）			
○社会福祉士に係る養成施設等の指定及び監督			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
課程数	7 0	6 9	7 3
新規指定数	2	4	3
取消数	3	0	1
指定内容の変更承認数	1 6	1 5	1 1
指定内容の変更届出数	1 0 4	1 3 1	6 3
指導調査実施数	1 0	5	3
○社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受理件数	0	2	4
○社会福祉士実習指導者講習会実施届けの受理数			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受理件数	6	1 2	3 2
○介護福祉士に係る養成施設等の指定及び監督			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
課程数	4 5 1	4 3 3	4 1 5
新規指定数	6	5	4
取消数	2 4	2 3	5
指定内容の変更承認数	4 6	4 4	3 2
指定内容の変更届出数	5 0 8	5 2 9	5 4 6
指導調査実施数	4 9	2 0	2 4
○福祉系高等学校の指定及び監督			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度

【1-27（厚生労働省）】

課程数	166	170	171
新規指定数	13	5	0
取消数	0	2	4
指定内容の変更承認数	17	13	13
指定内容の変更届出数	212	215	243
指導調査実施数	19	49	9

○実務者養成施設の指定及び監督

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	0	1	39
新規指定数	0	7	80
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	1
指定内容の変更届出数	0	0	7
指導調査実施数	0	0	0

○介護技術講習会等に係る実施報告の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	1,060	1,130	1,186

○介護教員講習会実施届の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	0	1	2

○介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	9	7	7

○介護福祉士における実務者研修教員講習会実施届出の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	0	2	85

○医療的ケア教員講習会実施届出の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	0	6	90

各府省の回答（平成25年5月）

『全国一律・一斉に移譲』

- 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。
- しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。
- なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。

【1-27（厚生労働省）】

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

臨床工学技士法（昭62法60）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 臨床工学技士に係る養成所の指定、指定取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告・検査（臨床工学技士法第14条第1号～第3号、臨床工学技士学校養成所指定規則第2条、第3条、第5条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	46	46	45
新規指定数	3	0	1
取消数	3	1	1
指定内容の変更承認数	24	42	35
指定内容の変更届出数	16	12	15
指導調査実施数	2	10	5
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

義肢装具士法（昭62法61）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 義肢装具士に係る養成所の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出（義肢装具士法第14条第1号～第3号、義肢装具士学校養成所指定規則第2条、第3条、第5条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	8	7	7
新規指定数	0	0	0
取消数	1	0	0
指定内容の変更承認数	8	3	5
指定内容の変更届出数	4	2	4
指導調査実施数	0	1	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	